

一般社団法人日本ボッチャ協会
業務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下、「当協会」という。）における業務の合理的な運用を図るために、当協会の専門局及び専門局の下に置かれる運営部（以下、単に「運営部」という。）の業務の分掌について定めたものである。

(分掌分野)

第2条 当協会は、次の（１）ないし（３）のとおり、専門局及び運営部を置くものとし、各専門局及び各運営部は、以下に定める業務をそれぞれ分掌するものとする。

(1) 競技局

競技局に所属する人員の中から選出された競技局長が、以下の運営部を統括する。

ア 強化指導部

- ① 選手の競技力向上に関する計画と指導
- ② 強化指定選手の選考
- ③ 強化合宿、練習会等の企画及び実施
- ④ 指導者の養成
- ⑤ その他選手の強化活動に関する事項

イ 選手育成部

- ① 次世代選手（ジュニア・ユース世代）の発掘及び育成
- ② 育成指定選手の選考
- ③ 育成合宿、練習会等の企画及び実施
- ④ その他選手の育成活動に関する事項

ウ コンディショニング部

- ① 合宿や競技会等での選手のコンディショニング及び体調管理

エ 医科学情報サポート部

- ① 医療管理委員会・アンチ・ドーピング委員会と連携し実施する、選手のサポート
- ② 競技技術、用具開発の科学的支援

(2) 普及局

ア 普及振興部

- ① 競技普及のための事業の企画及び実施
- ② サポーター（普及員）の養成のための講習会の企画及び実施
- ③ ボッチャの社会的認知向上に向けての事業の企画及び実施
- ④ その他、普及に関する事項

(3) 大会運営局

ア 大会総務部

- ① 当協会主催の競技会の運営・計画の立案
- ② 国際大会招聘時の運営・計画の立案

イ 学生委員会

- ① 当協会主催の競技会の運営の企画・運営のサポート（なお、学生員会は、当協会の協定校の学生を中心に構成される。）

ウ 競技委員会

- ① 当協会主催の競技会の運営
- ② 日本国内で実施される国際大会の運営

エ 全国障がい者スポーツ大会推進部

- ① 都道府県障がい者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会等関係機関との連絡調整等
- ② 全国障がい者スポーツ大会のルールの整備
- ③ その他障がい者スポーツ大会の推進に関する事項

(分掌遵守の原則)

第3条 各専門局及び運営部は、前条に定める業務分掌の範囲を遵守し、業務の重複又は間隙が生じないようにしなければならない。

2 各専門局及び運営部は、相互に関連する業務について、その活動が有機的かつ積極的に行われるよう協調して業務を行わなければならない。

(付則)

1. 本規程は、令和3年7月20日から施行する